

令和6年度かすみがうら市防災行政無線連携防災アプリ導入業務委託仕様書

1 件名

令和6年度かすみがうら市防災行政無線連携防災アプリ導入業務委託

2 場所

かすみがうら市役所千代田庁舎防災センター放送室

3 期間

契約締結日から令和7年3月14日までとする。

4 仕様書の適用範囲

本仕様書は、かすみがうら市が実施するかすみがうら市防災行政無線連携防災アプリ導入業務委託（以下「本業務委託等」という。）に係るプロポーザルに参加する者が留意すべき内容について、基本的な事項を示すものである。

仕様の詳細については、本業務委託等の受託候補者として特定された者と本市との間で協議の上、確定するものとする。

5 目的

本業務は、現在運用している防災行政無線を補完し、情報伝達の多重化・冗長化を図るとともに、文字だけではなく音声を用いることで、市民へ多様な情報伝達の一つとして取り組むものとする。

災害情報等を送信機器またはプッシュ型で配信する専用のスマートフォンアプリケーションなど（以下「配信用アプリ」という。）を制作（構築）及び導入を行うとともに、既設防災行政無線設備から発信される音声データ又はテキストデータの災害情報等の内容を配信用アプリを介して、受信用スマートフォンアプリケーション（以下「受信用アプリ」という。）をインストールしたスマートフォンに対して、災害時の迅速かつ的確な情報伝達を行い、もって住民の避難行動等に繋げることを目的とする。

6 委託業務の内容

本業務の範囲は次の通りとする。

- (1) 既設防災行政無線親局や防災CMSとの連携に必要な改修等の作業（業務完了期限：令和7年1月末日）
- (2) 配信用アプリ等の調達、制作（構築）、その他各種申請手続き等（業務完了期限：令和7年1月末日）
 - ア 配信用アプリ
 - イ 受信用アプリ
 - ウ クラウドコンピューティングの導入・構築

※アプリ運用試行開始は、令和7年2月1日からとし、その後は、住民周知及び職員研修においてアプリ登録支援とアプリ調整を行う。

- (3) 住民周知及び職員研修
住民周知パンフレット及び職員研修資料の作成・印刷
- (4) アプリ登録支援（業務期間：令和7年2月1日～令和7年3月14）
庁舎や公共施設を開催会場としての住民及び職員の利用促進につながるアプリインストール・設定に関するプロモーション（アプリケーションの操作研修会）の支援（10回程度）
- (5) その他アプリによる拡張業務の提案・制作（構築）等

7 基本要件

- (1) 既設防災行政無線親局や防災CMSとの連携作業
 - ア 既設の防災行政無線親局（放送の音声と接点信号等）や防災CMSとの連携により、自動的に配信用アプリにその音声、またはテキストを送信して情報伝達が行えるものであること。
 - イ 防災行政無線からの連携を考慮した情報受信環境を準備し、情報受信環境の整備を行うこと。
 - ウ 防災行政無線との連携に際しては防災無線メーカーと密に連携し、業務を推進すること。
- (2) 配信用アプリ等の制作（構築）
 - ア 基本要件
 - (ア) 調達（制作）にあたっては、送信機器またはアプリなどがこの仕様に照合して最適の構造及び性能を有すること。
 - (イ) 送信機器、または配信用アプリをインストールした専用PC、またはスマートフォンなどにより配信された情報を、住民の受信用アプリをインストールしたスマートフォンで受け取れる機能を有すること。
 - (ウ) 住民のスマートフォンにインストールする受信用アプリは、Android及びiOSそれぞれのOSで動作するアプリを有すること。
 - (エ) プッシュ通知に加え、配信されたテキストの表示及び放送音声の再生にも対応すること。
 - (オ) 配信用アプリでは、通常放送及び緊急放送の配信を使い分けられること。
 - (カ) 緊急放送は、住民のスマートフォン端末より市からの放送内容が端末の音量設定及びマナーモード設定に関係なく最大音量にて通知および放送音声自動的に再生されること。通常放送は、端末の音量設定での自動再生に切り替えが可能なこと。
 - (キ) 配信用アプリは、テキスト本文にWebのリンクを記載した場合は、リンク先のWebページへ遷移できること。
 - (ク) 管理スマホまたは市の端末で動作確認をするためのアカウントを設けておくこと。
 - (ケ) 使用される端末ごとに適切な縦横比率で表示されること。

イ 配信用アプリ

- (ア) アプリのトップ画面にかすみがうら市のロゴマークを表示できること。
- (イ) ログイン認証することで配信用アプリが利用できること。
- (ウ) 音声、またはテキストで通常放送及び緊急放送ができること。
- (エ) 通常放送及び緊急放送を、一斉に、又は特定の、あるいは複数の指定したグループの住民用スマートフォンへ放送できること。
- (オ) 特別なグループへ通常放送及び緊急放送ができること。
- (カ) 緊急一斉放送は、数回の簡単な操作で迅速に住民のスマートフォンへ一斉に放送できること。

ウ 受信用アプリ

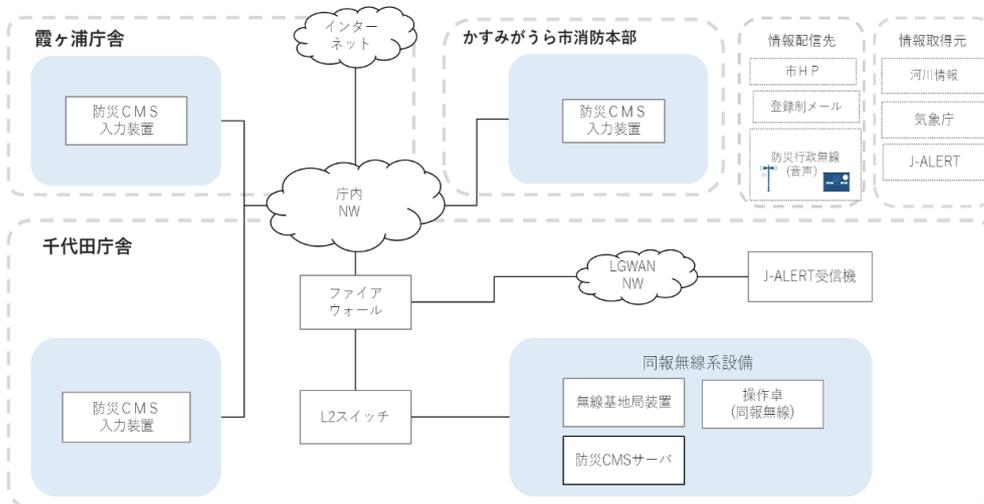
- (ア) Google play 又は App Store からダウンロードしてインストールできること。
- (イ) 住民に誤解を招くような、使用権限の許可を求める動作をしないこと。
- (ウ) インストール後、利用規約及び通知を受けることに同意することで、グループを選択しなくても、または郵便番号などの特定の番号を入力することで一斉放送が受信できること。
- (エ) 複数のグループを選択でき、選択したグループのみ受信できること。ただし一斉放送の場合は、グループ選択の有無に関わらず全ての端末が受信すること。
- (オ) 通常放送と緊急放送の違いが通知音及び受信履歴画面でわかること。
- (カ) 緊急放送のみ自動で受信ができるように設定ができること。
- (キ) 緊急放送は、スリープ状態や他のアプリ使用中においてもプッシュ通知を受信し、端末設定に応じて自動的に配信内容が再生されること。
- (ク) 受信履歴を主画面とし、音声放送は音声で確認ができ、テキスト放送は表示により確認ができること。
- (ケ) 表示文字は大きくはっきりとわかりやすいこと。また、文字サイズの変更ができること。
- (コ) リンク先などの Web 表示はアプリ内でブラウザ表示ができること。
- (サ) 電源投入時又は圏外から圏内など通信可能状態になった場合には、通信不可状態中に配信された情報の受信がされること。
- (シ) 本アプリは、消費電力を極力抑えるようにすること。
- (ス) スマートフォンの対応 OS については、iOS は最新、Android の OS は最新バージョンから三代前までを動作対応すること。
- (セ) 個人情報の取得及び利用はしないこと。

エ クラウドコンピューティングの導入・構築

情報の配信等は、クラウドサーバーにより行うものとする。

8 既存防災行政無線親局及び防災CMS構成図

【システム構成図】



9 既存防災行政無線親局及び防災CMSとの連携

既存防災行政無線親局及び防災CMSとの連携方法等については、発注者及び既存防災行政無線親局及び防災CMSのメーカーであるNECネットエスアイ株式会社と協議の上、決定すること（連絡先は以下のとおり。）。

【連絡先】

郵便番号 〒310-0803

所在地 茨城県水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル

名称等 NECネットエスアイ株式会社

関東甲信越支社 茨城営業所

担当：主任 関 貢

電話番号 029-306-9056

10 安定稼働に関する要件

防災行政無線連携防災アプリを安定稼働させるため、以下の要件を満たした上で、サービスを提供するものとする。

(1) 耐災害性

サーバー機器等は、地震に対して強固かつ津波等による水害の恐れのない場所に立地する建物に收容されていること。また、電源が非常用電源設備に接続されていること。

(2) セキュリティ対策

ファイアウォール等のセキュリティ機器の設置や不正アクセス検知の仕組みを備えるなど、セキュリティ対策が講じられていること。

(3) 障害対応体制等

バックアップ装置を備え、障害発生時における迅速な復旧を可能とする体制等が構築されていること。

11 サポート体制

防災行政無線連携防災アプリの運用後、自治体から問合せ窓口を設置すること。

12 提出書類

受注者は、着手時及び業務完了時、速やかに次の書類を提出することとする。

(1) 着手時

ア 管理技術者及び照査技術者選（改）任通知書

イ 業務工程表

ウ 業務の一部委任者・下請負人通知書

エ その他、発注者が必要とする書類

(2) 業務完了時

ア 納品書

イ 写真

ウ 報告書及び成果品

No	項目	数量・種類
1	配信用アプリ、受信用アプリ クラウドコンピューティング	一式
2	配信用アプリなどの設計に係る完成図書	1部
3	住民周知パンフレット及び職員研修資料の作成・ 印刷	パンフレット 及び資料データ 一式、 紙ベース各10 部
4	住民及び職員の利用促進につながるアプリインス トール・設定に関するプロモーション（アプリケ ーションの操作研修）の支援	10回程度
5	アプリインストール・設定に関する資料（マニユ アル） ※なお、運用開始後にマニュアル等の更新が必要 になった場合、受注者側で対応すること。	2部
6	その他発注者が必要とする図書	一式

エ 業務完了通知書

オ その他、発注者が必要とする書類

1.3 権利の帰属

成果物の著作権及びその他の知的財産権（以下「著作権等」という。）は、防災行政無線連携防災アプリの整備及び構築において使用する市販ソフトウェアの著作権等（受注者保有のパッケージソフトウェアの著作権等を含む。）を除き、発注者に帰属するものとする。

ただし、受注者及び本業務に関係する第三者（以下「受注者等」という）が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利などは、受注者等に留保されるものとする。

1.4 更新時対応

保守業務委託期間の満了又は解除等により、他の防災行政無線連携防災アプリに移行を行う場合には、発注者が円滑に当該移行業務を遂行できるよう、協力すること。

なお、当該移行業務については、保守業務の一環として行うものとし、発生する費用

については、保守業務の範囲内とする。

1.5 留意事項

- (1) 本仕様書に示す機能等は、主要事項を記載したものであり、明記されていない事項であっても、本事業の目的を達成するために当然備えるべき事項については、仕様に含まれているものとする。
- (2) 受注者は、本業務で知り得た市の機密事項、稼動中の他システムの情報について、第三者に漏らしてはならない（履行期間終了後・契約解除後においても同様とする。）。市が提供する資料については、原則、貸与品とし、特に指示がない場合は、運用開始日までに返却すること。また、市の許可なく当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
- (3) 本システムの各機能の運用開始日から起算して1年以内に瑕疵等が発見された場合は、受注者の責任において、無償で修復等の作業を実施すること（運用開始後1年経過後においても、受注者の故意又は重大な過失に起因するものについては、同様の扱いとする。）。
- (4) 本仕様書の記載事項は、「提案に含めない」、「本業務委託等とは別に」等の特段の断りがない限り、その実現にかかる費用は、プロポーザルにおける提案の範囲に含めること。

1.6 疑義

本仕様書に定めがない事項、また、本仕様書に定められた内容の解釈に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者が協議し、解決を図るものとする。